

下閉伊郡川井村の宮古市編入に伴う県議会議員の選挙区の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 7 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第39号

下閉伊郡川井村の宮古市編入に伴う県議会議員の選挙区の特例に関する条例の一部を改正する条例

下閉伊郡川井村の宮古市編入に伴う県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成21年岩手県条例第72号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p><u>市町村の合併の特例等に関する法律</u>（平成16年法律第59号）第21条第1項の規定に基づき、下閉伊郡川井村の宮古市編入に伴い、平成22年1月1日から次の一般選挙により選挙される県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、平成21年12月31日における宮古市の区域及び下閉伊郡の区域を合わせて一の県議会議員の選挙区を設け、その名称を宮古・下閉伊とする。</p> | <p><u>市町村の合併の特例に関する法律</u>（平成16年法律第59号）第21条第1項の規定に基づき、下閉伊郡川井村の宮古市編入に伴い、平成22年1月1日から次の一般選挙により選挙される県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、平成21年12月31日における宮古市の区域及び下閉伊郡の区域を合わせて一の県議会議員の選挙区を設け、その名称を宮古・下閉伊とする。</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。